

平成 29 年 5 月 31 日

受益者の皆様へ

ありがとう投信株式会社

「ありがとうファンド」投資信託約款変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、下記の通り平成 29 年 5 月 31 日付で「ありがとうファンド」投資信託約款の変更を行いましたのでお知らせいたします。内容につきましては最新の交付目論見書も合わせてご確認頂きますようお願い申し上げます。

ご不明な点等ございましたら、弊社カスタマーサービス部までご連絡ください。

敬具

記

【変更内容】

平成 29 年 5 月 31 日適用

1. 受託者の自己又は利害関係人等との取引等の追加
2. 信託の一部解約の解約単位の変更
3. 当ファンドが投資を行う投資信託証券の追加と削除

<追加する投資信託証券>

- ・追加型証券投資信託 アリアンツ・ユーロランド・エクイティ・グロース クラス WT
(ルクセンブルグ籍ユーロ建外国投資法人)
- ・追加型証券投資信託 アリアンツ・ヨーロッパ・エクイティ・グロース・セレクト クラス WT
(ルクセンブルグ籍ユーロ建外国投資法人)

<削除する投資信託証券>

- ・追加型証券投資信託 「TMA長期投資ファンド〈適格機関投資家限定〉」

以上

※新旧対照表が次ページ以降にあります。ご確認ください。

追加型証券投資信託
『ありがとうファンド』
投資信託約款の新旧対照表（2017年5月31日変更）

※下線部_____は新設・訂正部分を示します。

新	旧
<p>(信託の種類、委託者及び受託者)</p> <p>第1条 この信託は、証券投資信託であり、ありがとう投信株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。</p> <p>② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)の適用を受けます。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(受託者の自己又は利害関係人等との取引等)</p> <p>第14条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生ずることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者(第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)及び受託者の</p>	<p>(信託の種類、委託者及び受託者)</p> <p>第1条 この信託は、証券投資信託であり、ありがとう投信株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。</p> <p>② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)の適用を受けます。</p> <p>③ 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。</p> <p>④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>

<p>利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。)又は受託者における他の投資信託財産との間で、第 14 条に掲げる資産への投資等並びに第 17 条、第 19 条、第 25 条から第 27 条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。</p>	
<p>(信託の一部解約)</p> <p>第 38 条 受益者は、平成 16 年 9 月 1 日以降において、自己に帰属する受益権につき、委託者および指定販売会社が個別に定める解約単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。(削除)</p>	<p>(信託の一部解約)</p> <p>第 38 条 受益者は、平成 16 年 9 月 1 日以降において、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 円単位の『金額指定』又は『全額換金』の指示をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、『金額指定』による一部解約において、計算時に当該受益権が請求金額に満たない場合には『全額換金』として処理します。</p>
<p>(附則)</p> <p>(中略)</p>	<p>(附則)</p> <p>(中略)</p>
<p>1. 別に定める投資信託証券</p> <p>約款第 14 条の別に定める投資信託証券とは、次の投資信託および投資法人の受益証券または投資証券(振替受益権または振替投資口を含みます。)をいいます。</p>	<p>1. 別に定める投資信託証券</p> <p>約款第 14 条の別に定める投資信託証券とは、次の投資信託および投資法人の受益証券または投資証券(振替受益権または振替投資口を含みます。)をいいます。</p>
<p>(削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追加型証券投資信託 ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドSA(適格機関投資家限定) ・追加型証券投資信託 ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドSA(適格機関投資家限定) ・追加型証券投資信託 キャピタル・グループ・エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ クラス Z (ルクセンブルグ籍円建外国投資法人) ・追加型証券投資信託 キャピタル・グループ・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ クラス Z (ルクセンブルグ籍円建外国投資法人) ・追加型証券投資信託 アライアンス・バーンスタイン SICAV I-エマージング・マーケット・エクイティ・ポートフォリオ クラス I 株式 (ルクセンブルグ籍オープン・エンド型外国投資法人 (米ドル建)) ・追加型証券投資信託 アライアンス・バーンスタイン SICAV I-エマージング・マーケット・マルチアセット・ポートフォリオ クラス I 株式 (ルクセンブルグ籍オープン・エンド型外国投資法人 (米ドル建)) ・追加型証券投資信託 アライアンス・バーンスタイン-アメリカン・グロース・ポートフォリオ クラス I 受益証券 (ルクセンブルグ籍オープン・エンド型契約型外国投資 	<ul style="list-style-type: none"> ・追加型証券投資信託 TMA長期投資ファンド(適格機関投資家限定) ・追加型証券投資信託 ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドSA(適格機関投資家限定) ・追加型証券投資信託 ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドSA(適格機関投資家限定) ・追加型証券投資信託 キャピタル・グループ・エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ クラス Z (ルクセンブルグ籍円建外国投資法人) ・追加型証券投資信託 キャピタル・グループ・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ クラス Z (ルクセンブルグ籍円建外国投資法人) ・追加型証券投資信託 アライアンス・バーンスタイン SICAV I-エマージング・マーケット・エクイティ・ポートフォリオ クラス I 株式 (ルクセンブルグ籍オープン・エンド型外国投資法人 (米ドル建)) ・追加型証券投資信託 アライアンス・バーンスタイン SICAV I-エマージング・マーケット・マルチアセット・ポートフォリオ クラス I 株式 (ルクセンブルグ籍オープン・エンド型外国投資法人 (米ドル建)) ・追加型証券投資信託 アライアンス・バーンスタイン-アメリカン・グロース・ポートフォリオ クラス I 受益証券 (ルクセンブルグ籍オープン・エンド型契約型外国投資

<p>信託（米ドル建）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追加型証券投資信託 コムジェスト日本株式ファンド （適格機関投資家限定） ・追加型証券投資信託 <u>アリアンツ・ユーロランド・エク イティ・グロース クラス WT（ルクセンブルグ籍ユーロ建 外国投資法人）</u> ・追加型証券投資信託 <u>アリアンツ・ヨーロッパ・エクイテ ィ・グロース・セレクト クラス WT（ルクセンブルグ籍ユ ーロ建外国投資法人）</u> 	<p>信託（米ドル建）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追加型証券投資信託 コムジェスト日本株式ファンド （適格機関投資家限定） <li style="text-align: right;">（追加） <li style="text-align: right;">（追加）
---	---

以上